

神戸薬科大学健康食品領域研修認定薬剤師認定要項

1. 健康食品領域研修認定薬剤師

健康食品に期待される三次機能（生体調節による健康の維持、疾病の予防、体調リズムの調節、老化抑制など）に関する専門知識を有し、これらの食品を消費者が利用しようとするときに、有効かつ安全に摂取できるよう適正な情報を提供できる薬剤師を健康食品領域研修認定薬剤師と称します。医師法第17条をはじめとする医事関係法規等を遵守した上で、地域住民が、適切な健康食品やサプリメントの選択をするための情報提供や助言を行える薬剤師養成が重要であると考え、研修項目を設定しています。

2. 神戸薬科大学エクステンションセンター（以下、「センター」という）が、実施する健康食品領域研修は、次のとおりです。

(1) 健康食品講座

ア 健康食品講座A：健康食品領域に関連する法、制度研修（表 大項目I）

イ 健康食品講座B：健康食品領域に関する専門領域研修（表 大項目II・III）

(2) 薬剤師健康食品実践塾：健康食品領域に関するワークショップ形式の研修会

3. 健康食品領域研修認定において履修すべき研修項目単位数

センターが実施する「健康食品講座A・B」、薬剤師健康食品実践塾を受講してください。その際、最初に「健康食品講座」を受講した年度を1年目とします。健康食品領域研修認定において履修すべき研修項目としてP11の表に示す項目を設定し、健康食品領域の研修プログラムを実施します。

新規申請時には、大項目Iから3単位以上、大項目IIから27単位以上、大項目IIIから3単位以上を4年以内で修得し、他機関が

実施する健康食品領域に関する研修会の受講単位も10単位まで使用可能で合計40単位以上が必要です。

更新申請時には、大項目ⅠとⅢから各3単位以上、大項目Ⅱについては、他機関が実施する健康食品領域に関する研修会の受講単位も10単位まで使用可能で、3年間で合計30単位以上が必要です。

ただし、新規申請時、更新申請時ともに、継続的な研修として毎年5単位以上修得する必要があります。

受講者に配布する「健康食品領域研修認定薬剤師研修履修手帳」に受講年月日、受講時間、研修会名、主催者、テーマ、研修会開催場所、研修成果等を記入し、研修区分、学習プログラム該当大項目を選択します。受講日が確認できる研修単位シールは、受講終了後に研修内容の理解度を含めたアンケート調査用紙を兼ねた引換券と交換します。「健康食品領域研修認定薬剤師研修履修手帳」に研修単位シールを貼付欄に貼付し、各自が受講管理を行うこととなります。なお、「薬剤師生涯研修履修手帳」との重複利用は不可です。

4. 論文試験受験資格

新規申請時の論文試験受験資格は、認証機構により認証されたプロバイダーより認定された「研修認定薬剤師」である薬剤師で、センターの指定する3単位の「健康食品講座A」の法制度研修を受講していると共に、「薬剤師健康食品実践塾」1単位以上を修得している必要があります。最初に「健康食品講座」の単位を取得した年度より起算して4年以内に健康食品に関する研修単位を合計40単位以上修得した者が対象となります。

更新申請時は、認証機構により認証されたプロバイダーより認定された「研修認定薬剤師」である薬剤師で、センターが実施する「健康食品講座A・B」20単位以上を修得し、「薬剤師健康食品実践塾」1単位以上を修得している必要があります。そして、合計で30単位以上修得した者が対象となります。

5. 新規申請時の受験申込（出願締切：原則として毎年1月末日）

受験希望者は、論文審査料10,000円を納付し、次の書類をそろえて、所定の期日までにセンターに郵送してください。

- (1) 神戸薬科大学健康食品領域研修認定薬剤師論文試験受験申込書（様式第4号）
- (2) 認定証申請料振込時に発行されるご利用明細書の写し〔(1)の受験申込書に貼付（必要事項を記入する）〕
- (3) 神戸薬科大学健康食品領域研修認定薬剤師研修履修手帳
- (4) 公益社団法人 薬剤師認定制度認証機構により認証されたプロバイダーの生涯研修認定制度（G）の認定薬剤師証（写し）あるいは特定領域認定制度（P）の認定薬剤師証（写し）

6. 新規申請時の論文試験（提出締切：原則として毎年2月末日）

新規申請時の論文試験は、年1回実施します。次の書式で作成し、所定の期日までにセンターに郵送してください。

- (1) 出題課題に対して、論文様式（約3,000字）で記述
- (2) A4用紙縦型（横書、30文字×40行）を使用
- (3) 原則としてパソコンを使用し、フォントサイズ11～12ポイントで記入（図・表の使用は可）、プリントアウトしてセンターに郵送してください。

提出された論文に基づく健康食品領域研修薬剤師認定のための発表会を公開で3月上旬に開催し、発表内容と質疑に対する応答について健康食品領域研修認定試験委員会において審査することで、合否を判定します。

7. 新規申請時の試験結果の発表（発表期日：原則として毎年3月）

新規申請時の論文試験合格者には、「合格通知書」を原則として3月に送付します。

8. 新規申請時の神戸薬科大学健康食品領域研修認定薬剤師証（以下「認定証」という）の交付

新規申請時の論文試験合格者は、神戸薬科大学健康食品領域研修認定薬剤師証交付申請書に必要事項を記入し、「合格通知書」の写しを添えて、センターに郵送してください。センターは、書類確認の上、認定証を交付します。

- (1) 神戸薬科大学健康食品領域研修認定薬剤師証交付申請書（様式第5号）（合格通知に同封）
- (2) 合格通知書の写し

9. 認定証の有効期限

認定証の有効期限は、発行日（論文を提出した年の4月1日）から3年間とします。

10. 認定証の更新

- (1) 更新に必要な単位30単位以上を修得した健康食品領域研修認定薬剤師は、認定証申請料10,000円を納付し、次の書類をそろえて、更新年の2月末までにセンターに郵送してください。

- ① 神戸薬科大学健康食品領域研修認定薬剤師証更新申請書（様式第6号）
- ② 認定証申請料振込時に発行されるご利用明細書の写し〔①の更新申請書に貼付（必要事項を記入する）〕
- ③ 神戸薬科大学健康食品領域研修認定薬剤師研修履修手帳
- ④ 神戸薬科大学健康食品領域研修認定薬剤師証の写しあるいは健康食品指導薬剤師証の写し
- ⑤ 公益社団法人 薬剤師認定制度認証機構により認証されたプロバイダーの生涯研修認定制度（G）の認定薬剤師証（写し）あるいは特定領域認定制度（P）の認定薬剤師証（写し）

⑥ 論文

- (ア) 更新申請までの3年間での活動において経験した健康食品に関する事例について、論文様式（3,000字程度を目安）で記述
- (イ) A4用紙縦型（横書、30文字×40行）を使用
- (ウ) 原則としてパソコンを使用し、フォントサイズ11～12ポイントで記入（図・表の使用は可）、プリントアウトしてセンターに郵送してください。
- (エ) 更新のために提出された論文に基づく健康食品領域研修認定薬剤師認定更新のための発表会を公開で3月上旬に開催し、発表内容と質疑に対する応答について健康食品領域研修認定試験委員会において審査することで、論文試験の合否を判定します。

なお、申請書は、センターのホームページより入手することができます。申請書郵送希望の場合は、返信用封筒（切手貼付）を同封の上、センターまで請求してください。

- (2) 第9項の年限内に出産・育児、病気等、やむを得ない事由により受講できなかったと神戸薬科大学健康食品領域研修事業委員会が認めた場合には、その期間分は延長することができます。
- (3) 神戸薬科大学健康食品領域研修認定薬剤師証の再交付・認定の取消・個人情報の管理については、「神戸薬科大学健康食品領域研修認定薬剤師制度に関する規程」により行います。
- (4) 認定更新該当者で、3年間の更新単位未修得者は、新規申請者として審査します。
- (5) 本学が認定を実施しています「健康食品指導薬剤師認定制

度」については移行期間を設け、2019（平成31）年度までは継続して認定を行います。2020（平成32）年度からは本制度に統合します。既に「健康食品指導薬剤師」として認定されている薬剤師の更新に関しては、2017（平成29）年度までに取得した単位の研修項目については、表に示す大項目Ⅱに読み替え、大項目Ⅰは3単位以上の受講を必要とします。そして大項目Ⅲは新たに3単位以上受講することとし、これらの受講単位数要件を満たし、論文試験に合格した場合は、「健康食品領域研修認定薬剤師」としての更新が可能とします。

11. 研修記録の証明

センターは、原則として当該記録の証明を行いません。

12. 認定の対象となる研修

次の団体が、主催又は共催する集合研修及び在宅研修の研修単位を認定します。

- (1) センターの「健康食品講座 A、B」又は神戸薬科大学同窓会本部・支部生涯研修企画委員会が主催する健康食品領域に関する研修会の受講 90分 1単位
- (2) センターが実施する健康食品領域に関する「薬剤師健康食品実践塾」又は神戸薬科大学同窓会本部・支部生涯研修企画委員会が主催する健康食品領域に関連する実習、実践・実技等の受講 120分 1単位
- (3) 認証機構により認証された他プロバイダーが主催する健康食品領域に関する研修会受講 90分 1単位
- (4) 学会等での健康食品領域に関連する講演等の受講 90分 1単位

学会例：日本病態栄養学会、日本機能性食品医用学会、
日本静脈経腸栄養学会等

- (5) 健康食品領域に関する研修会受講 90分 1 単位
- (6) 健康食品領域に関する学会発表
 ・発表者 2 単位
 ・共同発表者 1 単位
- (7) 健康食品領域に関する論文発表
 ・主著者 5 単位
 ・共同著者 2 単位
 （ただし、学会発表と論文発表は合わせて1期（新規：4年以内、更新：3年）で10単位まで認定）
- (8) 健康食品領域に関する在宅研修システム（e-learning） 90分 1 単位
 小テスト又はレポート
 [ただし、在宅研修システムは1期（新規：4年以内、更新：3年）で3単位まで認定]
- (9) 健康食品領域に関するその他の研修事業については、健康食品領域研修事業委員会で審議の上、単位数を決定する。

13. 研修単位シールの申請

- (1) 研修主催団体又は他プロバイダーから研修単位シールの交付がある場合、次の書類をそろえてセンターに郵送してください。健康食品領域研修事業委員会は書類確認の上、研修主催団体又は他プロバイダーから交付された単位が健康食品領域の研修単位に該当するかについて確認の上、その旨を連絡します。健康食品領域研修に適合することの確認後、センターが作成した「健康食品領域研修認定薬剤師研修履修手帳」に貼付し、必要事項を記載すると共に、該当する研修区分、学習プログラム該当大項目を選択してください。
- ① 健康食品領域研修受講単位確認申請書（様式第1号）
 - ② 受講証又は参加証の写し
 - ③ 健康食品領域に関する記載のあるプログラム等の写し

- ④ 返信用封筒（定形普通郵便料金分の切手を貼付したもの）
(2) 研修主催団体から研修単位シールの交付がない場合

・研修会受講

研修会受講については、次の書類をそろえて、その研修会終了後1か月以内にセンターに郵送してください。健康食品領域研修事業委員会は書類確認の上、研修単位シールを交付します。なお、研修単位シールの単位基準は、「神戸薬科大学健康食品領域研修認定薬剤師制度に関する規程」に従います。申請者は、単位シールを「健康食品領域研修認定薬剤師研修履修手帳」に貼付し、必要事項を記載すると共に、該当する研修区分、学習プログラム該当大項目を選択してください。

- ① 健康食品領域研修受講単位交付申請書（研修会参加）（様式第2号）
- ② 受講証又は参加証の写し
- ③ 健康食品領域に関する記載のあるプログラム等の写し
- ④ 研修成果を記載したレポートを別紙で提出（A4用紙縦型で1,000字程度）
- ⑤ 返信用封筒（定形普通郵便料金分の切手を貼付したもの）

・学会発表

学会発表については、次の書類をそろえて、その学会発表終了後1か月以内にセンターに郵送してください。

健康食品領域研修事業委員会は、書類確認の上、研修単位シールを交付します。学会発表者は、単位シールを「健康食品領域研修認定薬剤師研修履修手帳」に貼付し、必要事項を記載すると共に、該当する研修区分、学習プログラム該当大項目を選択してください。

- ① 健康食品領域研修受講単位交付申請書（学会発表・論文発表）（様式第3号）
- ② 健康食品領域に関する発表内容の要旨
- ③ 参加した学会のプログラム（発表した演題名や日程などを

記載した資料)等の写し

④ 返信用封筒(定形普通郵便料金分の切手を貼付したもの)

・論文発表

論文発表については、次の書類をそろえて、論文公表後1か月以内にセンターに郵送してください。

センター健康食品領域研修事業委員会は、書類確認の上、研修単位シールを交付する。論文著者は、単位シールを「健康食品領域研修認定薬剤師研修履修手帳」に貼付し、必要事項を記載すると共に、該当する研修区分、学習プログラム該当大項目を選択してください。

① 健康食品領域研修受講単位交付申請書（学会発表・論文発表）（様式第3号）

② 健康食品領域に関する論文の写し

③ 返信用封筒（定形普通郵便料金分の切手を貼付したもの）

（ただし、学会発表と論文発表については、合計10単位まで認定する。）

14. 認定証申請料

認定証申請料は、新規申請時及び更新時とも10,000円とします。銀行振込みにより次の振込先に納付し、振込手数料は申請者負担とします。

注：振込人名の後ろに「002」と入力（記入）してください。

<振込先銀行口座>

口座名義 ガク) コウベヤッカダイガク

(学) 神戸薬科大学

三井住友銀行 甲南支店 普通預金 4647167

15. 広報

センターは、認定対象の研修会等の開催について、次の方法で予告します。

- (1) センターのホームページ上で、生涯研修支援に関する事項（健康食品講座等）の開催予告を行います。
- (2) 「ファルマシア」（日本薬学会）、「日本薬剤師会雑誌」（日本薬剤師会）、「兵薬界」（兵庫県薬剤師会）「O.H.P.NEWS」（大阪府病院薬剤師会）、「大阪府薬剤師会雑誌」（大阪府薬剤師会）などの各種薬業団体及び職能団体機関誌上で開催予告を行います。
- (3) 本学同窓会ホームページ（<http://www.kobepharma-u.ac.jp/dosokai>）上で、同窓会本部及び全支部の研修会に関する事項の開催予告を行います。
- (4) 認定薬剤師認証研修機関協議会ホームページ（<https://ninteiyakuzaishi.com/index.php>）上で、開催案内を行います。

16. 問合せ先及び必要書類の入手

神戸薬科大学エクステンションセンター

Tel 078-441-7627 Fax 078-441-7629

E-mail : extc@kobepharma-u.ac.jp

申請書等、関係書類はセンターのホームページより入手できます。

<http://www.kobepharma-u.ac.jp/extension/>

以上

健康食品領域研修項目

大項目	中項目	学習の到達目標
Ⅰ 健康食品と薬剤師	法・制度	保健機能食品制度を理解し、関連法規を遵守できる薬剤師となる。
	保健機能食品分類	「特定保健用食品」、「栄養機能食品」、「機能性表示食品」の相違を理解する。
Ⅱ 健康食品と食生活・健康管理	(1) 保健機能食品の機能	様々な保健機能食品に関する発表内容を批判的に吟味し、保健機能食品の機能を理解する。
	(2) 健康食品による健康の維持、疾病の予防、体調リズムの調節、老化制御	様々な保健機能食品の体調調節機能による健康の維持機能、疾病予防機能、体調リズム調節機能、老化制御機能を理解する。
	(3) 食生活と健康における健康食品	疾病と食生活の関連を理解し、食生活指導における健康食品の位置づけを把握する。
Ⅲ 健康食品購入・利用時の助言・指導	薬剤師としての健康食品購入希望者への助言・指導	薬剤師として、薬物治療との関係での健康食品の位置づけ等を理解することで、健康食品購入希望者の購入希望動機を把握して、食生活・栄養状態との関連や医薬品との相互作用などについて適切な助言・指導方法を修得し、実践できるようになる。

- 新規申請時には、大項目Ⅰから3単位以上、大項目Ⅱから27単位以上、大項目Ⅲから3単位以上を4年以内で修得し、他機関が実施する健康食品領域に関する研修会の受講単位も10単位まで使用可能で合計40単位以上が必要である。この新規申請時の受講単位に、「薬剤師健康食品実践塾」1単位以上を含んでいることが必要である。
- 更新申請時には、大項目ⅠとⅢから各3単位以上、大項目Ⅱについては、他機関が実施する健康食品領域に関する研修会の受講単位も10単位まで使用可能で、3年間で合計30単位以上が必要である。この更新申請時の受講単位に、「薬剤師健康食品実践塾」1単位以上を含んでいることが必要である。
- 新規・更新申請を行うためには、毎年5単位以上修得しなければならない。